第1030号(平成29年8月15日発行) 発行日

発行日 5日、15日、25日

横浜市報

発行所

横浜市役所

横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

		頁
[告		
\triangle	泉区における住居表示の実施【市民局窓口サービス課】	3
\triangle	泉区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る字区域の変更及び廃止【市民局窓口 サービス課】	5
\triangle	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	8
\triangle	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	10
\triangle	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	21
\triangle	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	22
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機	25
	関(精神通院医療)の指定【健康福祉局障害企画課】	
\triangle	老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】	26
\triangle	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	27
\triangle	同 【健康福祉局高齢施設課】	28
\triangle	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	29
\triangle	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【健康福	30
	祉局介護事業指導課】	
\triangle	横浜市中央農業委員会第1回総会の招集【環境創造局農政推進課】	32
\triangle	横浜市南西部農業委員会第1回総会の招集【環境創造局農政推進課】	33
[公	告]	
\triangle	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	34
\triangle	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民	35
	活動支援課】	
\triangle	大規模小売店舗の新設の届出【経済局産業立地調整課】	39
\triangle	同 【経済局産業立地調整課】	41
\triangle	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	43
\triangle	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環	44
	境課】	
\triangle	市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局職員課】	45
\triangle	同 【資源循環局職員課】	48
\triangle	建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】	51
\triangle	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地【建築局市街地建築課】	52
\triangle	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	53
\triangle	同 【建築局調整区域課】	54
\triangle	同 【建築局調整区域課】	55
\triangle	同 【建築局調整区域課】	56
\triangle	同 【建築局調整区域課】	57
\triangle	同 【建築局調整区域課】	58
\triangle	同 【建築局調整区域課】	59

告示

横浜市告示第 555 号

泉区における住居表示の実施

住居表示に関する法律(昭和37年法律第 119 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域等を次のとおり定めた。

平成29年8月15日

横浜市長林
文子

- 1 住居表示を実施する区域
 - 泉区和泉中央北四丁目、和泉中央北五丁目及び和泉中央北六丁目(別図1のとおり)
- 2 実施期日
 - 平成29年10月23日
- 3 住居表示の方法
 - 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号
 - 別図2のとおり(省略)

泉区における住居表示の実施区域図 別図 1 N 和泉町 **文** 和泉小 和泉中央北一丁目 和泉中央北六丁目 (和泉町) 至橋戸二丁目 至いずみ野 区 和泉中央北三丁目 環状 4 号線 和泉中央北四丁目 上飯田町 和泉中央北五丁目 (和泉町) (和泉町) 総合庁舎 至藤沢市 和泉中央北二丁目 県道横浜伊勢原 至原宿三丁目 至いずみ中央 文 中和田小

凡.	 例		
76			
	新	町	界
	町		界
和泉中央北四丁目	新	町	名
(和泉町)	旧	町	名
	実	施区	域

和泉中央南三丁目

和泉中央南四丁目

和泉中央南五丁目

横浜市告示第 556 号

泉区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る字区域の変更及び廃止

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、別図1及び別図2のとおり泉区において町区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字区域を変更し、及び廃止する。

その町界を定めるに当たっては、道路、水路、鉄道等のうちおおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。

なお、この町区域の設定及び字区域の廃止の効力は、平成29年10 月23日から生ずるものとする。

平成29年8月15日

横 浜 市 長 林 文 子

泉区における町区域の設定及び変更図 別図 1

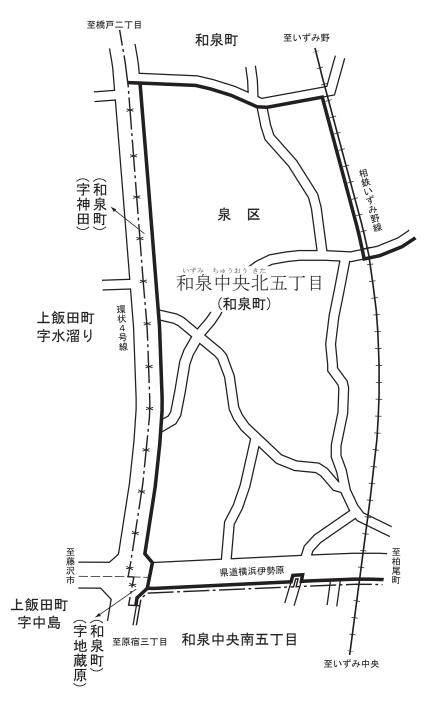


凡	例		
	新	町	界
—xxx-	旧	町	界
	町		界
和泉中央北四丁目	新	町	名
(和泉町)	旧	町	名

泉区における字区域の変更図

別図2

N



凡	例		
	新	町	界
_x xx-	旧	町	界
	町		界
	字		界
和泉中央北五丁目	新	町	名
(和泉町)	旧町名	又は	旧字名